



下呂市表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市規則第69号

下呂市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市表彰条例施行規則（令和 7 年下呂市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（被表彰者の内申） 第 6 条 各部局長は、その所管する事務について、第 6 条、第 7 条及び第 8 条に規定する被表彰者の選考基準に該当し、表彰することが適当と思われる者があるときは、下呂市功労者表彰内申調書（様式第 1 号）、下呂市功績者表彰内申調書（様式第 2 号）及び下呂市善行者表彰内申調書（様式第 3 号）により、毎年別に定める日までに表彰担当部長に提出しなければならない。 2 （略） （庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>表彰担当課</u>において処理する。	（被表彰者の内申） 第 6 条 各部局長は、その所管する事務について、第 6 条、第 7 条及び第 8 条に規定する被表彰者の選考基準に該当し、表彰することが適当と思われる者があるときは、下呂市功労者表彰内申調書（様式第 1 号）、下呂市功績者表彰内申調書（様式第 2 号）及び下呂市善行者表彰内申調書（様式第 3 号）により、毎年<u>6 月末日</u>までに<u>総務部長</u>に提出しなければならない。 2 （略） （庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>総務担当課</u>において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。